

加算要件 早見表（多面的機能支払制度みどり加算用）

要件	・化学肥料、化学合成農薬の使用を島根県の慣行レベル（雲南市HP参照）から原則5割以上低減すること ・上記に加え、以下の取組項目の要件に順ずる
----	--

※増進加算のみ取組む場合は、「化学肥料、化学合成農薬の使用を島根県の慣行レベルから原則5割以上低減」の要件はありません。

多面での取組	長期中干し	・主作物が水稻であること ・稲の生育中に14日以上の中干しをおこなう ・上記に加え、10aあたり1本以上の溝切りを実施する ・交付金 800円/10a
	冬季湛水	・主作物が水稻であること ・10～3月の期間中に2か月以上の水張をおこなう ・上記のために、適切な取水措置および漏水防止措置を講ずること ・交付金 4000円/10a
	夏季湛水	・転作田または湛水可能な圃場であること ・主作物は、野菜・麦等（水稻不可） ・6月下旬～9月上旬の期間中に2か月以上の水張を行うこと ・上記のために、適切な取水措置および漏水防止措置を講ずること ・交付金 8000円/10a
	中干しの延期	・主作物は水稻であること ・中干し開始時期を慣行時期より1カ月以上延期または中止する（常時湛水状態） ・常時湛水状態を維持するため、適切な取水措置、畦の点検、・補修措置を講ずること ・交付金 3000円/10a
	江の設置 （作溝実施）	・主作物は水稻であること ・水田内に江（ビオトープ、生き物緩衝帯）を設置すること ・江のサイズは、10aあたり10m以上とする ・江の形状は、深さ20cm以上、水面幅30cm以上または深さ10cm以上、水面幅50cm以上とする ・中干し開始時から8月まで江の内部が湛水状態であること ・江が湛水状態である期間に江に除草剤を使用しないこと ・交付金 4000円/10a

※原則上記取組を行う圃場では、環境保全型農業直接支払制度の取組による交付対象にはならない。
※例外として、冬季湛水を行う圃場に堆肥を散布する際には、環境保全型直接支払制度の活用が可能

保管書類について

・使用した化学肥料の名称、使用時期、施用量(kg/10a)についてメモをしておく ・使用した農薬の名称、使用時期、使用回数をメモしておく ※慣行栽培の5割に収まっているか注意する ・取組を実施したことが分かる写真 ※有機農業を除く ※実施した圃場全体数の2割程度の数の圃場の写真（圃場の大部分が見えるもの）を取って、保管しておく（データでもよい） ・作物の栽培記録をメモしておく（は種日、定植日、収穫開始日、収穫終了日）
--

令和7年から令和11年までは、上記取組の環境直接支払制度から多面的機能支払制度への移行期間（経過措置）です。
継続的に行う場合は、期間中に新たな多面の組織を設立するか、取組地域に近い多面の組織に加入するようお願いします。

化学肥料・化学合成農薬の計算方法について
使用した、あるいは使用する化学肥料・化学農薬については、県慣行レベルの5割以下である必要があります。
以下に計算方法を記載しておりますので、ご参考ください。

・化学肥料の計算のしかた

使用量 (kg/10a) × 化学肥料中の化学窒素成分の割合 (%) = 反当り化学合成窒素の量

以上の式で計算した反当り化学合成窒素の全量が、作物ごとの慣行レベルの5割以下であることを確認して下さい

例) 水稲 (コシヒカリ) の場合、

化学肥料A 10kg/10a × 8% = 0.8kgNkg/10a
化学肥料B 5kg/10a × 10% = 0.5kgNkg/10a
化学肥料C 5kg/10a × 12% = 0.6kgNkg/10a

0.8 + 0.5 + 0.6 = 1.9kgN/10a ←この圃場に施肥された化学窒素の全量

この値は、島根県慣行レベル (下記表参照) から水稲 (コシヒカリ) は、慣行レベル5.5 の 5割 (2.75) 以下であることから合格

※肥料中の化学窒素成分の割合は、肥料袋の成分表や製品名 (8-8-8等) からわかります
※化学肥料、指定混合肥料、混合たい肥複合肥料、混合汚泥複合肥料などの化学肥窒素成分を含むすべての肥料で計算してください

・化学合成農薬の計算のしかた

散布回数 × 有効成分の数 = 農薬の成分回数

以上の式で計算した成分回数の合計数が、作物ごとの慣行レベルの5割以下であることを確認してください

例) 水稲 (コシヒカリ以外) の場合、

殺虫剤A 有効成分2つ × 1回 (散布) = 2回
殺菌剤B 有効成分3つ × 1回 (散布) = 3回
除草剤C 有効成分1つ × 3回 (散布) = 3回

2回 + 3回 + 3回 = 8回 ←この圃場の成分回数の合計

この値は、島根県慣行レベル (下記表参照) から水稲 (コシヒカリ) は、慣行レベル20 の 5割 (10) 以下であることから合格

※有効成分の数は、農薬に付属の成分表でご確認ください
※農薬は、圃場内で使用した殺虫剤、殺菌剤、除草剤などすべて計算してください

・慣行レベル一覧 (抜粋)

作物名	化学合成農薬成分回数 (回)	化学合成肥料の窒素成分量 (kg/10a)
水稲 (コシヒカリ)	20	5.5
水稲 (コシヒカリ以外)	20	8.0
飼料米	18	10.4
そば	2	3.0
麦類	8	15.3
大豆	12	5.0
小豆	6	4.6
さといも	9	22.0
ほうれんそう	9	20.0
ブロッコリー (初夏)	18	36.1
ブロッコリー (秋冬)	15	35.3
かぼちゃ	11	13.8
なす	27	75.0
トマト	30	30.7
ばれいしょ	11	18.0

※上記表の5割になるように取り組んでください
※全項目は雲南市HPに掲載しております。上記表中にない作物については、雲南市HPをご確認ください。